

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施してください。

介護保険制度は全国一律の制度であるため、介護保険料の軽減は市町村独自にではなく、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えております。

このような法制度の枠組みの中での対応として、介護保険料につきましては、第6期（平成27年度から平成29年度まで）において、国の消費増税分を財源とした公費投入により、第1段階及び第2段階の基準額に対する負担割合を0.05引き下げて0.4としました。第7期（平成30年度から平成32年度まで）においても、第6期に引き続き、負担割合を0.4としております。

今後の消費税を財源とする更なる保険料軽減強化に関しましても、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

さらなる軽減につきましても、全国一律の制度として検討されるべきものでありますので、本市といたしましては、大都市民生主管局長会議や政令指定都市共同要望等を通じて、国に対し要望しているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(1)介護保険料・利用料について

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施してください。

介護保険制度は全国一律の制度であり、利用料の減免につきましては、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えているところです。

利用料につきましては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」という制度がすでに設定されております。

さらなる軽減につきましても、全国一律の制度として検討されるべきものでありますので、本市といたしましては、大都市民生主管局長会議や政令指定都市共同要望等を通じて、国に対し要望しているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(2)介護保険利用および認定審査について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

申請窓口等に対応する職員は、介護保険に関する各種研修を修了しており、職員全体での専門知識等の向上に努めております。

引き続き、適切にご案内できるよう努めてまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(2)介護保険利用および認定審査について

②介護保険の認定に関する調査と事務は外部委託せず、市直営に戻してください。

委託化の目的につきましては、今後ますます高齢化が進展し、増加が見込まれる認定申請件数に対して、委託可能な事務の一部を委託化・集約化して事務効率を上げることで、公正かつ的確に要介護認定事務を実施していくための安定した執行体制を構築し、区役所・支所における窓口サービスを低下させないようにするものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(3)基盤整備について

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

第7期の「はつらつ長寿プラン」におきましては、入所申込状況などを踏まえて、平成30年度から平成32年度までの間で特別養護老人ホーム630人分（うち130人分は第6期へ前倒しを行い整備済み）をはじめ、市内で1,080人分の施設・居住系サービスの整備目標を掲げており、現在、整備目標達成に向け整備を進めているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(3)基盤整備について

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

本市においては、要介護1又は要介護2の方でも入所可能なやむを得ない考慮すべき事情として、「認知症や知的障害・精神障害等に伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られる方」などの国が示した対象者に加えて、「在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用も困難である方」も対象者としております。

入所にあたっては、各施設において、優先入所指針に基づき、入所希望者の状態を十分に把握した上で、入所の必要度を点数化し、入所を決定する手続きになっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

ケアマネジメントの結果、専門的なサービスが必要な方には、これまでと同等のサービスを継続してご利用いただけるものとしており、新たに事業の対象者となる方についても同様にケアマネジメントの結果により決定しております。

予防専門型サービスの利用にあたっては、対象となる方についての心身の状態を示す「状態像の目安」を定めており、客観的な基準により判断できるよう、主治医意見書の「障害高齢者の自立度」、「認知症高齢者の自立度」等の記載内容を「状態像の目安」に対する基準としております。

なお、予防専門型サービスの利用希望の方について、主治医意見書に記載された「障害高齢者の自立度」等からは、サービスの対象とならない場合であっても、その後の心身の状態の変化によって、「状態像の目安」に該当すると思われる場合につきましては、ケアマネジャーが利用希望者の現在の状態を丁寧にアセスメントしたうえで、必要なサービスを判断しております。

また、基準緩和型通所サービスについては、原則 6 か月間で、運動機能等の維持向上を図り、自立的な日常生活を送ることができるようサービスを提供しております。

サービス利用終了後につきましては、高齢者サロンなど地域の身近な場所で自主的に介護予防に取り組んでいただくことを想定しており、いきいき支援センター等と十分に連携して、利用終了者に対する支援を行ってまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(4)総合事業について

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

介護予防・日常生活支援総合事業の財源につきましては、負担割合が国25%、県12.5%、市12.5%、保険料50%と法定されており、さらなる一般財源の投入は困難ですので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(5)総合事業について

①敬老パスは、一部負担金を引き上げず、所得制限・利用制限のない65歳からの現行制度を守ってください。また、JR東海・名鉄・近鉄（鉄道・バス）などへの利用拡大をしてください。

敬老パス制度につきましては、平成26年度において、事業費の暫定上限額を142億円と設定し、予算がその額を超えると見込まれる場合には新たな見直しを行うこととしております。

限られた財源の中、対象交通の拡大には、事務費を除いて約9億円の事業費が必要であると推計しており、また、平成25年には社会福祉審議会から、対象交通を拡大するのであれば、「利用限度額の設定」や「乗車ごとの負担」など、あらゆる方策を駆使して財源を確保する必要があるとの意見を頂いております。

平成30年度におきましては、ICカード化により得られることとなった乗車実績データを活用し利用状況の分析を行うとともに、その利用状況を市民の皆様にお示しし、ご意見を聴取するためのアンケートを実施しているところです。

引き続き、対象交通の拡大など、これまで議会からいただいた要望や指摘などを踏まえながら、市民の意見を聴取する機会を設け、限られた財源の中で、より使い勝手がよく、かつ、持続可能な敬老パス制度に向けて検討を行い、市としての考え方の方向性を整理してまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(5)総合事業について

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を拡充してください。

サロンは、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止や介護予防、地域のつながりを高めることを目的に、また、認知症カフェは、認知症の方の仲間づくりや生きがいを支援するなどして認知症の方が地域の中で自分らしい生活が送れるようにすることを目的としており、大変重要な取り組みであると認識しているところです。

サロンに対する開設費用等の助成につきましては、従来、社会福祉協議会が行っていましたが、平成27年度より市の事業として高齢者サロンの開設費及び運営費の助成を開始し、さらには、平成28・30年度には運営費について助成区分を増やすなど、助成の充実に努めています。

また、認知症カフェにつきましては、平成27年度より開設費の助成を、平成28年度より運営費の助成を開始しましたが、定期的に認知症カフェの運営者の交流会を開催し、カフェの運営に関する意見や課題、要望等をお聞きしており、平成30年度に運営費助成の対象範囲を拡充したところです。

【サロン開設費】

月2回以上開催、5人以上の参加が見込まれる新規開設サロンに50,000円を上限に助成

【サロン運営費】

(小規模型) 5人以上参加のサロン

月2回以上開催…月2,000円の助成

月4回以上開催…月4,000円の助成(平成28年度より拡充)

(中規模型) 15人以上参加のサロン

月2回以上開催…月6,000円の助成

月4回以上開催…月12,000円の助成(平成30年度より拡充)

(大規模型) 25人以上参加のサロン

月2回以上開催…月10,000円の助成

月4回以上開催…月20,000円の助成(平成28年度より拡充)

【認知症カフェ開設費】

月1回以上開催、5人以上参加が見込まれ、専門職を配置する新規開設カフェに50,000円を上限に助成

【認知症カフェ運営費】

5人以上参加、専門職を配置するカフェに、開催回数に応じて以下のとおり助成

月1回開催…月1,000円の助成(平成30年度より拡充)

月2回開催…月2,000円の助成

月3回開催…月3,000円の助成(平成30年度より拡充)

月4回以上開催…月4,000円の助成

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(5)総合事業について

③高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

高額介護サービス費の受領委任払いにつきまして、実施の予定はありませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

国の説明では、「要介護認定と障害認定は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者控除の適否を判断することは、困難である」とされており、したがって、すべての要介護認定者を障害者控除の対象者とすることは適切でないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

(6)障害者控除の認定について

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

国の説明では、「要介護認定と障害認定は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者控除の適否を判断することは、困難である」とされており。

また、本市では、区役所の窓口において、相談があった場合には、窓口での調査を行うとともに、要介護認定申請をした方については、必要に応じて、要介護認定の際に用いた認定調査票を参照し、要件に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を交付しております。要介護認定者の中には障害者控除の要件に非該当となる方も相当数ありえることから、すべての要介護認定者に一律的に「障害者控除対象者認定書」や「障害者控除対象者認定申請書」を個別送付することは適当ではないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

①保険料は払える保険料に大幅に引き下げてください。

平成27年5月の国民健康保険法改正において、都道府県は、市町村と並ぶ保険者として、主に財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされました。

愛知県においては、区域内の統一的な運営基準となる国保運営方針が、平成29年12月に策定されました。平成30年度からの国民健康保険の運営は、この運営方針に基づき実施されています。

この運営方針において、解消・削減すべき一般会計繰入金の範囲が示されていますが、本市では、これまで行ってきた本市独自の保険料軽減策を継続することにより、一人当たりの医療費が前年度より伸びているなかでも、保険料水準を前年度と同水準にとどめましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

②保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免してください。

保険料の減免については、「特別の理由」がある者に対して保険料の減免をすることができると規定されており、「特別の理由」を確認するため申請が必要であると解釈されています。そのため、本市では、被保険者の方から申請をいただき、状況を確認した上で減免を適用しているものですので、ご理解ください。

なお、減免の申請書につきましては、区役所・支所の窓口で申請をお願いしていることから、納入通知書には同封しておりません。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

③18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割りの対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

子どもの均等割保険料の軽減措置については、参議院付帯決議により、国と地方の協議において、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、議論されることになっていますので、まずは国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識しております。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

④資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書につきましては、納付相談、督促などきめ細やかな対応を行ってもなお円満で継続的な納付が得られない場合の措置として交付しているところですが、納付相談の際に災害、病気、事業の休廃止といった「特別の事情」があることを把握した場合には資格証明書の交付を行わないなどの柔軟な対応をしております。

また、資格証明書が交付されている世帯につきましても、緊急の医療的措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるなどには、医療機関やご家族からの相談により、短期被保険者証を交付するなどの対応をしております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

⑤保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

保険料を払えない滞納世帯に対しては、納付相談において生活実態をお聞きし、減免の適用などを案内した上で、一括納付が難しいときには分割納付を認めるなど、柔軟な対応をとっております。

また、差押などの滞納処分は、事前に幾度も文書による催告を行っても、ご連絡がなく納付相談を行えない場合や十分な保険料の納付が得られない場合に法令に則って実施しているものですので、ご理解いただきたいと存じます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免については、平成 22 年度に国から全国統一の基準が示されたところですが、国の基準では収入が生活保護基準以下の世帯を対象世帯としているところ、本市では生活保護基準の 1.3 倍までの収入のある世帯を対象世帯とするなど、本市の基準は十分なものであると認識していますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、本市では、従来からチラシ「一部負担金減免制度のご案内」を作成し、区役所 及び支所に配布して制度周知に努めています。また、このチラシを市内の規模の大きな病院に提供して、医療機関における制度周知にご活用いただいています。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

2、国保の改善について

⑦高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

本市では、高額療養費の支給に該当する被保険者の方に対し、診療月からおおよそ3～4か月後にお知らせはがきを送付しております。また、申請がなされていない方に対しても、少なくとも1回は再勧奨を行っており、高額療養費の申請が漏れなく行われるよう対応をしておりますのでご理解いただきたいと存じます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

3、税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

納付資力がありながら納付していただけない方に対しましては、差押え等の滞納処分を行っているところですが、法令に定められた差押禁止財産につきましては、差押えを行っておりません。

市税を納期限内に納めることができないと相談いただいた場合につきましては、収入や支出など生活の状況及び資産の状況などを詳しくお伺いし、その方の納付資力を的確に把握するよう努めております。

その上で、一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある場合につきましては、納税の猶予措置を適用しているところでございます。

今後も、納期限内に納付していただいている方との負担の公平に留意しつつ、納税者の方の納付資力に応じた適切な対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

4、生活保護について

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の相談にあたっては、生活保護の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるようなことがないように、引き続き適正に努めてまいります。

また、保護の決定については、生活保護法により「申請のあった日から14日以内に通知しなければならない。ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合は、理由を明示して30日まで延ばすことができる」と定められていることから、今後も引き続き法令等を順守するとともに、申請者の状況等を踏まえて早期に決定できるように努めてまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

4、生活保護について

②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

生活保護業務の要である地区担当員につきましては、毎年着実に増員しているところで  
す。(平成30年度4名、平成29年度3名、平成28年度7名)

また、本市では地区担当員の業務を補完するため、就労支援員や訪問活動支援員などの  
嘱託職員を各区に配置しています。

稼働年齢層の生活保護受給者は減少に転じていますが、就労支援の重要性に鑑み、履歴  
書の書き方やハローワークの同行などきめ細かな就労支援を行うため、専門的知識を有す  
る就労支援員を全市で53名配置し、就労支援に努めています。

また、研修についても、専門的な知識の習得の他、コミュニケーションスキルを向上す  
るため、支援が困難な事例を持ちよりグループ討議をする等、より実践的な研修も取り入  
れるなど内容の充実に努めているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

4、生活保護について

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

保護の実施機関の責めに帰すべき事由により不当に保護費を支払った場合には、生活保護受給者の方に丁寧に説明をした上で、保護費の返還を求めています。

また、一括返還により生活の維持に支障がないかを十分検討の上で、支障がある場合には分割納付等により返還を求めていますので、ご理解ください。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

4、生活保護について

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

「資産申告」につきましては、国において、平成27年4月より、生活保護受給者の方から少なくとも、年に1回の資産申告を求め、実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握することとされました。

従いまして、本市においても、資産申告の確認にあたっては、個々のプライバシーに配慮しつつ、今後とも適切に対応してまいりますので、ご理解ください。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

4、生活保護について

⑤外国人への生活保護制度および手続に関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

生活保護制度および手続に関する各国語の説明パンフレットにつきましては、英語、スペイン語、中国語、ハングル語、フィリピノ語、ポルトガル語の計6か国語分を区役所、支所の窓口に用意しておりますので、ご理解ください。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

(下線部分回答)

本市の子ども医療費助成制度は、子育て支援の観点から平成20年1月に所得制限を撤廃、さらに対象者の拡大も図り、平成23年10月からは通院分を含め中学生までの医療費無料化を実施しています。

現在の医療費助成制度を、仮に18歳まで拡大しようとしても、新たに10数億円の経費が必要になると想定されます。

助成対象を18歳年度末まで拡大することにつきましては、財政状況を踏まえたうえで、施策の優先度を十分勘案しながら、検討していく必要があると考えております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

（下線部分回答）

障害者医療費助成や福祉給付金などの医療費助成制度は、国の医療保険制度を活用した上で、県及び市が地方単独事業として厳しい財政状況の中、独自に財源を投入して実施しているものです。

国の医療制度改革や県の動向を注視しながら福祉医療制度の存続に努めていきたいと考えております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

子ども医療費助成につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減及び子どもの健康を守るため、順次対象年齢を拡大しており、現在、入院・通院ともに、中学3年生まで対象としておりますが、そのうち、乳幼児及び小中学生の入院分につきましては、愛知県から補助金の交付を受けて事業を実施しております。

また、ひとり親家庭等医療費助成につきましては、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及びひとり親家庭等の健康を守るため、18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭等を対象としており、こちらにつきましても愛知県から補助金の交付を受けて事業を実施しております。

本市といたしましては、福祉医療制度の存続・拡充につきまして、愛知県に対して必要な意見を述べながら、検討していきたいと考えているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

③精神障害者医療費助成は、自立支援医療（精神通院）を対象としてください。

本市の障害者医療費助成制度は、重度、中度の身体、知的、精神の障害者及び難病患者の方を対象に、すべての診療科の医療費について、入院、通院ともに、自己負担額がなく医療を受けられる制度を構築しております。

こうした中、自立支援医療（精神通院）について、対象者全員に助成を拡充することは、障害者医療費助成制度における他の障害等ある方とのバランスの点からも大変困難であり、課題があると認識しております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

④障害者医療費助成制度の所得制限を廃止してください。

障害者医療費助成の所得制限については、医療費助成が経済的支援を目的とした制度であることから、一定以上の所得のある場合には健康保険の自己負担をお願いしているものですので、ご理解ください。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

5、福祉医療制度について

⑤難病患者が障害認定や障害者福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

現在の区役所における福祉相談の窓口は、障害種別によって福祉事務所と保健センターに分かれており、市民サービスの向上を図るための相談機能の強化が必要であると認識しております。

福祉窓口を利用者に分かりやすく、利便性の高いものとするとともに、難病患者の多様なニーズに的確に対応できるよう、窓口のあり方や情報共有の仕組みについて検討してまいります。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画を持って推進してください。

子どもの貧困対策の取り組みについては、平成27年3月に策定の「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」において「貧困の連鎖を断ち切るための支援」を掲げ、掲載事業の計画的な実施に努めております。愛知県による「愛知子ども調査」の調査結果も十分に考慮し、引き続き子どもの貧困対策の推進に努めてまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画を持って推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村で子どもの貧困の実態を調査してください。

平成29年7月31日に愛知県が福祉圏域別の子どもの貧困率を公表しました。名古屋市は、単独でひとつの福祉圏域となっているため、これにより名古屋市の子どもの貧困率が公表されたこととなります。

区分	名古屋市の 子どもの貧困率	(参考) 愛知県の 子どもの貧困率
貧困線 122 万円 (国民生活基礎調査の貧困線)	6.2%	5.9%
貧困線 137.5 万円 (愛知子ども調査の貧困線)	9.3%	9.0%

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画を持って推進してください。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

名古屋市では、平成27年3月に「第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭等が抱える貧困を始めとする様々な課題を整理し、その厳しい環境を踏まえ、経済的支援、就業支援、生活支援、子どもへの支援など総合的な支援を推進することを基本方針に、5つの施策目標と、その目標を達成するための具体的な方策を定めて、ひとり親世帯に対する生活支援施策を推進しているところです。

その中において、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、日常生活支援事業についても実施しているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画を持って推進してください。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

本市の教育委員会で設定しております所得基準につきましては、政令指定都市の中で最も高い水準となっていたため、比較的高い所得の世帯まで認定する状況となっていたことから、平成15年度及び平成16年度の行政評価において、対象範囲の見直しについて、重ねて指摘を受けておりました。

こうしたことを踏まえ、教育委員会において慎重に検討を重ねました結果、「生活保護を要する者に準ずる程度に困窮している者」に対する援助、という就学援助制度の趣旨に鑑みて、適正に対象者を認定するために、平成18年度からこの所得基準を見直し、他の政令指定都市の平均水準としたところでございます。

また、年度途中でも申請できることにつきましては、認定期間当初の9月に全児童生徒の保護者の方に「就学援助のお知らせ」を配布し、ご案内しているほか、市のホームページにおいても周知しておりますが、周知徹底に努めてまいります。

支給内容の拡充に関しましては、従来から名古屋市独自に食物アレルギー対応給食に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を対象としており、平成28年度からは心臓・腎臓関連疾患に関する学校生活管理指導表の文書費も独自に対象に加えました。また平成29年度から入学準備金の支給額を増額しました。

今後とも、引き続き、真に援助を必要とする方を的確に認定し、適切に就学援助を実施することにより、教育の機会均等を図り義務教育の円滑な実施に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画を持って推進してください。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。

本市では、ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生を対象に少人数制の学習会を行う学習支援事業を委託事業として、健康福祉局事業と一体的に平成30年9月現在16区150か所（うち、子ども青少年局会場は118か所）で実施しております。

また、本年度は7月下旬から31年3月末までの期間に、市内4か所でひとり親家庭等を対象とした子どもの居場所づくりモデル事業（通年型）を実施しております。

子ども食堂については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施しております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

学校給食の実施に必要な経費については、学校給食法第11条等により、施設や設備費、職員の人件費等を学校の設置者である市が負担し、これら以外の経費として食材費は保護者負担とされていますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、経済的に困りの保護者の方については就学援助制度を利用することにより給食費（食材費）は無料となっております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(3)保育の改善について

①保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

子ども・子育て支援新制度における公定価格については、国の「子ども・子育て会議」での検討に基づき、運営の実態を踏まえた単価として設定されていると、聞いているところです。

新制度における保育所等の職員の処遇については、国において加算制度の創設等により一定の質の改善が図られたところです。

本市においては、条例による基準に加え、3歳未満児の児童数などに応じた一定の保育士の加配を運営費補給金制度で実施しており、保育体制の充実を図っています。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(3)保育の改善について

②待機児童解消は、規制緩和策による入所増ではなく、認可保育所の増設で対応してください。公立保育所の廃止民営化・統廃合は行わないでください。

#### <待機児童対策について>

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、認可保育所等の新設を中心としながら、既存施設の活用も含めて、多様な手法により、地域のニーズとマッチングを図りつつ、効果的な待機児童対策を進めてまいりたいと考えております。

#### <公立保育所の社会福祉法人への移管について>

本市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、公立保育所は社会福祉法人への移管又は統廃合を進め、78か所に集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図ることによって、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組んでいくこととしています。

なお、移管に当たっては、保護者の方の理解が得られるよう丁寧な説明に努めるとともに、実績ある社会福祉法人を対象に、保育内容や運営等についての条件を定めて公募し、公正に移管先を選定した上で、移管前に引継ぎ共同保育を実施するなど、在園児が移管後も引き続き安心して通園できるよう配慮を行っているところです。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

6、子育て支援について

(3)保育の改善について

③どの子ども等しい質の保育が受けられるよう、小規模保育事業所でも認可保育所同等の基準を定め、基準に見合う補助を行ってください。

家庭的保育事業等の認可基準に係る条例につきましては、国の省令を基に、有識者の方々のご意見もお聞きしながら、本市のこれまでの水準を踏まえ、平成 26 年 10 月に制定したところでございます。

今後とも、これまでと同等水準の保育を維持できるよう、努めてまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

本市においては、グループホーム等の整備にあたり、国庫補助制度を活用した施設整備補助を行っております。

また、グループホームについては、本市独自施策としまして、敷金・礼金、初度調弁費及び緊急通報設備費の設置費補助や建築基準法の規定により必要となる工事費に対する改修費補助を行っております。

今後も、障害者が地域において安心・安全に自立して暮らせる社会の実現を目指すため、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の充実に努めてまいります。

なお、暮らしの場としては、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという考え方にに基づき、入所施設を整備することは想定せず、主にグループホームの設置促進により対応していく方針ですが、小規模入所施設の在り方を含む重度障害者に対する支援の在り方については、国において引き続き検討がなされる予定となっており、その動向も注視してまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

②移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

本市において、通園・通所・通学については必要不可欠な外出として認めており、必要な時間数を支給決定しております。ただし、児童の場合は介護者不在等のやむを得ない場合において認めています。

一方、通勤、営業活動などの経済活動のための外出については、対象外となっております。

入所施設者については、外出支援サービスの対象には該当せず、施設職員の支援により提供されることとなります。

なお、社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日障害者総合支援法施行3年後の見直しについて）において、「施設に入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について適切に評価が行われているか、引き続き検討すべきである。」とされているところです。

現在、制度変更等の情報は示されておりませんが、引き続き国の動向に注視してまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

通院時の院内介助については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであり、原則対象外ですが、一定の介助の必要性が認められる方については、個別に決定をしているところです。

障害者総合支援法の規定により、国民健康保険法等による療養の給付を受給している時には、障害福祉サービスを併せて受給することができないこととなっているため、診療報酬の対象となる診察中の介助や入院中の介助については認められていません。

一方、平成30年4月より、病院等に入院又は入所中の障害者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援及び介護方法の伝達を基本として、重度訪問介護の利用が可能となりました。報酬告示により、対象者は、障害支援区分6に該当し、病院等に入院される前から重度訪問介護を受けていた方と示されております。

また、本市の地域生活支援事業として、入院時コミュニケーション支援事業を実施しております。本事業では、介護者のいない単身者等で意思疎通が困難な重度障害者が、医療機関に入院する場合に、日常的に障害者を担当し意思疎通に熟達している者を入院先へ派遣することにより、医療機関従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的としております。

なお、入院中の医療機関からの外出については、重度訪問介護や移動支援等の外出サービス（通院等介助を除く）を利用することができます。

さらに、平成30年4月から診察時等に意思疎通が困難な障害（児）者に対し、意思疎通に熟達している支援者が医療従事者と円滑なコミュニケーションを行うことを目的とした「障害者通院時コミュニケーション支援事業」を市町村事業として創設しました。

この制度により、通院時の診察時等のコミュニケーション支援も一定の要件に基づき報酬を算定することができます。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

平成22年4月より国において低所得者層の利用料無料が実施されたところです。また、平成22年12月の法改正に伴い定率負担から応能負担に改正され、平成24年4月から施行されております。なお、本市では、障害福祉サービス等（通所、在宅）の利用者負担上限月額において、独自軽減を行っています。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害者福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係については、障害者総合支援法の規定により、必要とする障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先することとなっております。介護保険サービスに相当するものがないあるいは介護保険サービスのみによって必要な支給量が確保できない場合や要介護認定が非該当になった場合に、障害福祉サービスに係る支給決定を行っています。

また、平成30年4月から一定の要件を満たした65歳に達するまで障害福祉サービスを引き続き利用していた方の介護保険サービスの利用者負担額分を還付する「新高額障害福祉サービス費」が創設されました。

対象となる方には順次、区役所等から勧奨案内を送付し、制度周知を図っているところです。

このような制度等を来庁された方々に丁寧に説明を行ってまいります。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

グループホーム等において夜間に必要な複数配置を行うことができる適切な報酬単価とするよう、引き続き国に対して要望しております。

また、本市においては、世話人の複数配置等に係る運営費補助を実施するなど、事業運営の安定化を図るよう努めております。

なお、平成28年度におきましては、運営費補助の対象範囲をすべての障害者に拡大するなど、支援策の充実を努めているところです。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

7、障害者・児施策の拡充について

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成しています。また、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにしています。

「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」等の探究課題のうち、「福祉・健康」については、29年度、小学校では、3年生で84校、4年生で125校、5年生で120校、6年生で88校が実施しています。中学校では、1年生で40校、2年生で24校、3年生で19校が実施しています。

その内容としては、小学校で、「学校や地域にある福祉施設設備調べ」「高齢者の疑似体験」「高齢者との交流会」中学校で、「車いす体験」「盲導犬体験」「福祉体験」などに取り組んでいます。

今後も、各学校において、総合的な学習の時間における「福祉・健康」の探究課題を工夫し、福祉教育に取り組んでいきます。

また、人材確保のための取り組みとして、平成27年度末に障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」を作成し、主に福祉関係の大学・専門学校等に配布するとともに、より若い世代の方々にもご覧いただけるよう、平成29年度については、市内各高等学校への配布をいたしました。

今年度につきましては、昨年を引き続き、広く一般市民を対象に、障害福祉に興味をもっていただくきっかけ作りや人材の掘り起しを目的として、「障害福祉の仕事フェア」と題し、講演会および障害福祉就職相談会等を開催する予定です。

また、より多くの方に福祉の仕事への理解を促し、魅力を伝えるため、テレビを活用した啓発も行う予定です。

今後も引き続き、このような取り組みを通じて、福祉教育を進めるとともに、障害福祉職場への理解促進を図っていきたいと考えております。

また、事業者の経営実態に見合う報酬水準や良質な人材の確保を図るため、適切な報酬単価とするよう、引き続き国に対して要望してまいります。



【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

8、予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチンの助成制度を拡充してください。子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチンの予防接種につきましては、既に助成制度を設けております。

インフルエンザ予防接種については、65歳以上の高齢者及び60歳以上64歳未満の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害を有する者に対して、個人の発病またはその重症化を防止し、併せてその疾病の蔓延を予防することを目的として、定期予防接種として実施しているところです。

しかしながら、子どもや障害者に対するインフルエンザ予防接種に関しては、特段の医学的な見解が示されていないことから、感染症の蔓延防止の観点から補助制度を設けることについては困難であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の予防接種につきましては、長期にわたる療養を必要とする疾病にかかった者等、特段の理由がある方について、既に定期予防接種として接種を受けられる制度を設けております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

8、予防接種について

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また、2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担額につきましては、他の政令市と比較しても少ない負担とさせていただいているほか、市民税非課税世帯の方などについては自己負担免除制度を設け、自己負担なしで接種していただいております。

また、平成26年10月より予防接種法に定められた定期接種となり、その際、国により再接種について検討されましたが、初回接種ほどの効果は見込めないため、接種を受けたことがある方は定期予防接種の対象としない制度となった経緯があり、接種回数は1回と定められました。

任意予防接種につきましては、国制度、ワクチンの有効性、費用対効果等を勘案して決定しておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

9、市民の福祉や医療をまもるために

①無料低額診療事業を拡充し、生活保護にいたらない低所得者に対し、必要な医療が受けられるようにしてください。また、無料低額診療事業を実施する医療機関に対し補助を行ってください。

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号に規定された第2種社会福祉事業であり、事業の実施を希望する法人等からの届け出を受けて自治体が受理し、事業開始となります。本事業につきましては、厚生労働省の通知により新規実施にかかる抑制方針が打ち出されており、本市が定める「名古屋市無料低額診療事業事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）におきましても、法人の所在する周辺地域において、事業の対象となりうる患者が十分見込まれることなど、その地域の事情等に応じた合理的な理由があることを新規実施の要件としております。

以上のことから、本市といたしましては、法人等から新規実施の希望があった場合には、国通知及び要綱に基づき、地域における需要の見込み等を慎重に検討した上で受理の判断をいたしてまいります。また、各実施法人に対しましては、生計困難者などに対する相談や診療について、事業の周知を含め、積極的な実施に努めるよう、引き続き指導していく必要があると考えております。

なお、前述のとおり国の方針に基づき実施しているところですので、実施法人に対して本市独自で補助を行うことは考えておりません。各法人の方々が事業の意義を理解したうえで、法人運営に支障をきたすことなく行っていただくよう、本市といたしましても適切な助言指導をしてまいりたいと考えております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

9、市民の福祉や医療をまもるために

②市立病院にたいし、一般会計からの補助金の削減を行わず、病院財政を支えるとともに、更に患者サービス向上を図るよう財政支援をしてください。医師、看護師の確保に向けた施策を緊急に進め、産科、小児科医師不足の解消に向けた対策を具体的に検討してください。病棟の看護体制をさらに充実してください。

(下線部分回答)

公立病院の役割とは、地域において提供されることが必要な医療のうち、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的医療や高度・専門医療の提供を実施していくことが必要であると考えており、これらの医療の実施に対する一般会計補助金を繰り入れることは、地域住民が安心して医療を受けることができる環境を作るうえで必要不可欠であると考えています。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

9、市民の福祉や医療をまもるために

②市立病院にたいし、一般会計からの補助金の削減を行わず、病院財政を支えるとともに、更に患者サービス向上を図るよう財政支援をしてください。医師、看護師の確保に向けた施策を緊急に進め、産科、小児科医師不足の解消に向けた対策を具体的に検討してください。病棟の看護体制をさらに充実してください。

(下線部分回答)

医師、看護師の確保に向けた施策について、これまでも手当の増額などの処遇改善や、看護職員の勤務体制に係る 2 交代制度の導入などによる働きやすい職場環境の整備などに努めてまいりました。その結果、看護師については、平成 27 年度以降、年度当初の必要数を充足しております。

今後も医師・看護師が確保できるよう、処遇改善や職場環境の整備などに努めてまいります。

病棟の看護体制については、平成 24 年 4 月より、東部医療センター及び西部医療センターの全ての病棟において、3 人以上の夜勤配置となるよう体制の充実を図るとともに、平成 28 年度からは一部の病棟で介護福祉士を配置し、看護師の行っていた業務の補完を行っております。今後も、必要に応じて病棟看護体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

9、市民の福祉や医療をまもるために

③新「福祉人材確保基本指針」により、民間社会福祉施設において公務員に準じた賃金・労働条件が保障されるよう、財政的な支援と適切な監査・指導をしてください。公私間格差是正制度は堅持・拡充してください。

老人福祉施設職員の賃金・労働条件につきましては、第一義的には雇用する法人と雇用される職員の間で決まるものですが、介護報酬以外で運営される養護老人ホーム及びケアハウスについては、一定の賃金水準を確保するため、国基準人件費で不足する部分の補助を行っております。

また、特別養護老人ホームにつきましては、介護報酬で運営されることから、将来にわたって質の高い介護人材を安定的に確保し継続した介護サービスが提供されるよう適切な報酬単価を設定することについて、国に対して要望をしているところです。

なお、本市独自の取組として、介護従事者の資格取得等経費の一部を助成する事業を行っているところです。

障害施設職員の待遇条件につきましては、報酬単価の問題と捉えており、必要に応じて更なる報酬単価の引き上げについて、国に対して要望してまいりたいと考えております。本市といたしましては、様々な運営費の補助を実施しているところです。

民間の保護施設につきましては、施設に勤務する常勤職員に対して、本市で定める民間社会福祉施設職員給料格付基準に基づき格付けすることにより算定した補助金を交付しているところです。

今後も、引き続き適正な運営に資するよう監査等に努めてまいりますので、ご理解ください。

【I】市民の要望である福祉施策を充実してください。

9、市民の福祉や医療をまもるために

③新「福祉人材確保基本指針」により、民間社会福祉施設において公務員に準じた賃金・労働条件が保障されるよう、財政的な支援と適切な監査・指導をしてください。公私間格差是正制度は堅持・拡充してください。

民間社会福祉施設において公務員に準じた賃金・労働条件が保障されるための制度である民間社会福祉施設運営費補給金につきましては、これまで施設の運営に一定の役割を果たしてきたところでございます。

本市の財政状況が大変厳しい状況にございますが、これまでの経過を踏まえつつ、慎重に検討していく必要があると考えております。なお、平成30年度においては制度を継続したところでございます。

また、本市職員による施設監査において、賃金の支払い状況や社会保険の加入状況、会計管理などの書面により、適正な執行状況の確認を行っているところでございます。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

- ① 75歳以上の医療費患者負担 2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

高齢者の医療費自己負担については、今後の医療を社会全体で支えていくという趣旨に基づき、現役世代との均衡を考慮した適切な負担を求める観点から高齢者の方にも応分の負担をしていただくため、現在75歳以上の後期高齢者の窓口負担は1割となっており、一定以上所得がある方は現役世代と同様に3割負担となっています。併せて、自己負担限度額については低所得者への配慮がされているところです。

現在、国において、後期高齢者の自己負担のあり方が検討されていることから、本市といたしましては、今後も国の動向を注視してまいります。



【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。

毎年7月頃に指定都市と共同して国に対して提出する「国の施策及び予算に関する提案」において要望しています。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

年金制度のあり方につきましては、費用を負担する立場、年金を受給する立場などからいろいろな意見、考え方があるところと存じますが、本市といたしましては、無年金者を生じさせないなど、市民の年金権を守るという観点から、各指定都市と共同で国に対して制度の改善を要望しているところですので、ご理解ください。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

介護保険制度においては、国・県・市の公費負担分及び保険料の負担割合が定められているところですが、本市といたしましては、第1号被保険者の保険料負担を軽減するため、国の負担割合の増を含めた制度の見直しを行うよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対して要望しているところです。

軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しについては国で議論がなされ、見送られたところではありますが、今後も国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

また、介護・福祉労働者の処遇改善につきましても、適正な介護報酬単価の設定や、処遇改善加算の取得・給与への反映について働きかけを行うとともに、引き続き給与をはじめとした社会福祉事業従事者の労働環境の改善を図るために財政措置を拡充することについて、国に対し提案しているところです。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。

国に対しては、子どもの医療費助成に対する新たな財政措置を要望しているところです。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

1、国に対する意見書・要望書

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

社会福祉施設整備費等の国基準の引き上げ等について、必要な予算措置を確実に講じるよう、引き続き国に対して要望しているところです。

本年3月に策定しました第5期市障害福祉計画の中で、グループホームと短期入所を組み合わせた地域生活支援拠点事業所を、平成32年度末までに8か所整備する目標値を掲げているところです。

また、事業者の経営実態に見合う報酬水準や良質な人材の確保を図るため、適切な報酬単価とするよう、引き続き国に対して要望しているところです。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

2、愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

愛知県に対しては、本市が単独で助成している小中学生の通院にかかる補助を含め、医療費助成に対する補助制度の拡充を要望しているところです。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

2、愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

本市の障害者医療費助成制度は、重度、中度の身体、知的、精神の障害者及び難病患者の方を対象に、すべての診療科の医療費について、入院、通院ともに、自己負担額がなく医療を受けられる制度を構築しております。

精神障害者の方につきましては、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級を所持している方を対象に、一般疾病も含めて医療費自己負担分を助成していますが、愛知県の障害者医療費助成の範囲は、精神疾患に限ったものとなっています。

本市では、このことにつきまして、一般疾病も対象とするよう愛知県に要望しております。

こうした中、精神障害者の方のみ、精神科通院医療費の助成を拡充することは、障害者医療費助成制度における他の障害等ある方とのバランスの点からも大変困難であり、課題があると認識しております。

国の制度である自立支援医療制度におきましては、低所得者等に対して、自己負担額の上限が定められており、一定の配慮がなされておりますが、自己負担の軽減措置につきましては、まずは、国の責任において実施されるべきものと考えております。

引き続き、自立支援医療制度における自己負担額の軽減措置について国に対して要望してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

2、愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

③後期高齢者福祉医療費給付制度（福祉給付金）の対象を拡大してください。

本市では、ねたきり・認知症の方については、福祉給付金制度において、70～74 歳の方も対象とし、障害者と同様の所得基準により助成しておりますが、愛知県後期高齢者福祉医療費給付制度の範囲は市民税非課税世帯で75歳以上の方に限っています。

本市では、このことについて、対象を拡大するよう愛知県に要望しております。



【Ⅱ】国および愛知県に、以下の意見書・要望書を提出してください。

2、愛知県に対する意見書・要望書

(2) 市町村または愛知県の国民健康保険に県の事業費補助を行ってください。

毎年11月頃に県に対して提出する「名古屋市の行財政に対する県費補助及び県の施策等に関する要望」において要望しています。